

QBIC 規格規程

第1条 名称

本規格は、「QBIC 規格」と称する。英文表記は「QBIC Standard」とする。

第2条 目的

本規格は、高精度衛星測位サービス利用促進協議会（以下「協議会」という。）が、準天頂衛星システムのサービスを活用する民間企業がビジネスを展開するために必要となる標準規格を制定し、高精度衛星測位サービスの利用を促進することを目的とする。

第3条 規定内容

本規格では、準天頂衛星システムの利用に関わり、高精度測位サービスを利用するインフラ、測位端末、アプリケーション等の規格文書を制定するものとする。ここで言う測位端末とは、メッセージ機能を備えたものも含む。

第4条 標準規格との整合性

本規格は、衛星測位に係る国際および国内の標準規格と整合性をもたなければならない。

第5条 基礎規格

本規格では、規格文書の作成を効率的に行うため、基礎規格を定めるものとする。

第6条 文書番号

本規格の文書番号は、「QSTD」とそれに続く5桁の番号とする。

第7条 規格案の提案

規格案は、協議会の会員であり、尚且つ3団体以上の有志、ワーキンググループまたはスペシャル・インタレスト・グループが単独または共同で提案することができる。

第8条 審査

規格案の審査は、事務局の調整により有識者または利害関係人等が実施するものとし、その承認を得るものとする。

第9条 意見募集

規格案は、成果物として企画運営委員会に提出する前に、協議会の会員に対して1か月間以上公開し、意見を求めるものとする。

第10条 制定・発行

規格の制定・発行にあたっては、企画運営委員会の承認を得るものとする。

第11条 改訂

規格の改訂は、第7条に定める者が提案することができる。このとき、制定を提案した者以外の提案を妨げない。また、第8条に定める審査、第9条に定める意見募集、第10条に定める制定・発行を行うものとする。

第12条 廃止

規格の廃止は、第7条に定める者が提案することができる。このとき、制定または改訂を提案した者以外の提案を妨げない。また、第8条に定める審査、第9条に定める意見募集を行うものとする。さらに、廃止の決定・通知は、第10条に定める制定・発行と同じ手順によるものとする。

第13条 著作権

本規格の著作権は、協議会の事務局に属するものとする。

附則

- (1) この規程は、2016年7月15日から施行する。